

調布市デジタル人材育成研修業務委託における プロポーザル実施要領

令和6年
調布市

目 次

1	業務概要	1
	(1) 件名	1
	(2) 目的	1
	(3) 内容	1
	(4) 業務期間	1
	(5) 提案上限価格	1
	(6) 支払条件及び方法	1
2	実施形式	2
3	募集内容	2
	(1) 募集方法	2
	(2) 応募方法	2
4	参加資格	2
5	参加資格審査	3
	(1) 結果通知	3
	(2) 発送・送信期日	3
	(3) 結果に関する問い合わせ	3
6	企画提案関係書類の提出	3
	(1) 提出書類	3
	(2) 提出方法	3
	(3) 提出期限	4
	(4) その他	4
7	審査の概要	4
	(1) 審査委員会	4
	(2) 審査方法	4
	(3) 審査の項目及び配点	4
	(4) 技術点（書類及びプレゼンテーションによる評価）の配点	4
	(5) 実施概要	5
	(6) 審査結果通知	6
	(7) 本件提案に係る接触の禁止	7
8	質問及び回答	7
	(1) 質問方法	7
	(2) 質問期間等	7
	(3) 回答方法	8
9	情報公開及び提供	8
	(1) 基本的な考え方	8
	(2) 情報提供の内容及び方法	8
	(3) 異議申立て及び回答	8
10	日程	9

11 事務局.....	9
(1) 部署名.....	9
(2) 所在地.....	9
(3) 電話.....	9
(4) 電子メールアドレス.....	10
(5) 担当.....	10
12 その他.....	10

(別紙)

様式1	: 参加申込書
様式2	: 機密保持誓約書
様式3	: 再委託承諾願
様式4-1	: 会社概要整理表
様式4-2	: 業務実績調査表
様式4-3	: 業務実施体制図
様式4-4	: 業務従業者一覧
様式5	: 提案価格書
様式6	: 質問書

1 業務概要

(1) 件名

調布市デジタル人材育成研修業務委託（以下「本件」という。）

(2) 目的

調布市（以下「本市」という。）では、調布市デジタル化総合戦略1.0に定める「デジタル（IT）人材育成」の実現に向け、市職員に対してデジタル人材育成研修会を実施する予定である。

本件は、市職員のデジタルスキル向上とデジタル化推進員の育成を効果的に推進するために、事業者から企画提案を募集し、最も優れた提案を行った者を、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）に選定し、委託を行うことを目的とする。

(3) 内容

本件は、事業者から募集した企画提案を審査基準により、価格のみでなく、行政のDX課題及びデジタル人材の育成や、デジタルツールの導入及びその活用に関する高度な知識、技術、実績、企画力を有する事業者を選定するものである。

業務要件に係る詳細については、別紙1「業務要件の詳細」及び別紙2「業務要件の詳細に係る補助資料」による。

なお、本委託は、本市のDXの現状に係る知見及び経験値の蓄積による事業効果の最大化を図るため、事業者との2ヶ年度にわたる継続契約を想定している。

ただし、令和6年度の履行状況が良好でない場合には、この限りではない。したがって、契約は単年度ごとに締結する。

(4) 業務期間

- ・令和6年度

契約締結日から令和7年3月31日まで

- ・令和7年度

（予定）令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限価格

- ・令和6年度

3,040千円（消費税相当額を含む）

- ・令和7年度

3,040千円（消費税相当額を含む）

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではない。

また、提案価格書を提出する際は、上記提案上限価格を超えてはならない。

(6) 支払条件及び方法

調布市会計事務規則（昭和39年規則第26号）に基づき支払いする。

作業終了後に検査、その後一括払い。

2 実施形式

公募型プロポーザル

3 募集内容

(1) 募集方法

調布市公式ホームページ (<https://www.city.chofu.lg.jp>) において募集する。

(2) 応募方法

本件に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、期限までに次の書類を必要部数提出するものとする。

ア 提出書類及び必要部数

（ア）参加申込書（様式1）

（イ）機密保持誓約書（様式2）

（ウ）再委託承諾願（様式3）

再委託承諾願（様式3）については、応募事業者が提案の一部について、他の企業を再委託先とする場合のみ提出すること。

イ 提出方法

電子メールにて行政経営部デジタル行政推進課宛に送付すること。送付後は「事務局」宛てに電話にて連絡すること。

ウ 提出期限

令和6年3月14日（木）16時まで（必着）

4 参加資格

本件に参加することができる事業者は、申込時において次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。（営業種目：情報処理業務 または その他の業

務委託等)

- (9) デジタル人材の育成研修やDX（デジタル・トランスフォーメーション）関連研修（BPR研修、データ活用研修、デジタル導入の前提となる意識・知識・考え方等に関する研修等）を実施した実績があること。

なお、当該実績は、再委託事業者を含めた事業推進主体となる事業者の実績とする。

5 参加資格審査

参加申込締切後、応募事業者の参加資格について審査する。

(1) 結果通知

全応募事業者に対し、結果をメールにて通知するとともに、その内容を電子メールにて送信する。

なお、審査通過事業者に対しては、事務局から以下2点の資料を電子メールに添付し送付する。

- ・別紙3「庁内執務環境に係る基礎数値一覧表」
- ・別紙4「令和5年度_庁内DXに係る職員意識調査結果」

(2) 発送・送信期日

令和6年3月19日（火）

(3) 結果に関する問い合わせ

審査の結果、参加資格を有しないとされた応募事業者は、その理由について、電話連絡のうえ令和6年3月25日（月）までに事務局にメールにより説明を求めることができる。

6 企画提案関係書類の提出

参加資格審査において、参加資格を有するとされた応募事業者は、期限までに次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 会社概要整理表（様式4-1）

イ 業務実績調査表（様式4-2）

ウ 業務実施体制図（様式4-3）

エ 業務従業者一覧（様式4-4）

オ 企画提案書

※ プロジェクトマネージャを記載したうえで、別紙5「企画提案書記載項目」の内容を、任意提案項目を除き全て含めること。総頁数は表紙及び中表紙、背表紙、目次を除く、本編40頁以内、A4サイズとすること。

※ 評価の公平性を保つため、事業者名を黒塗りしたのもも、両面印刷、A4サイズで別途提出すること。

カ 提案価格書（様式5）

(2) 提出方法

電子メールにて行政経営部デジタル行政推進課宛に送付すること。送付後は「事務局」宛てに電

話にて連絡すること。

(3) 提出期限

令和6年4月5日（金）16時まで（必着）

(4) その他

提出時は書類を受領するのみとし、説明及び質問等は受け付けない。

7 審査の概要

(1) 審査委員会

調布市デジタル人材育成研修業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

審査委員は、応募事業者から提出された企画提案関係書類、応募事業者が実施するプレゼンテーション内容について、「調布市デジタル人材育成研修業務委託審査要項（以下「審査要項」という。）」で定める評価基準に基づき、公平かつ客観的に評価を行う。

価格点（提案価格による評価）と技術点（書類及びプレゼンテーションによる評価）との合計点が最も高い事業者を候補者として選定する。

なお、別紙5「企画提案書記載項目」において、任意提案項目を除く必須の提案要件を満たしていない場合は、審査の対象外とする。

(3) 審査の項目及び配点

内 容	点 数 配 分
1. 価格点（提案価格による評価）	50
2. 技術点（書類及びプレゼンテーションによる評価）	300
合 計	350

(4) 技術点（書類及びプレゼンテーションによる評価）の配点

評 価 項 目	点 数 配 分	
1.1 実績	20	90
1.2 目的の理解	20	
1.3 プロジェクト体制	30	
1.4 スケジュール	20	
2.1 企画	100	200
2.2 講師	30	
2.3 教材	20	
2.4 機材等	30	
2.5 報告	20	
3.1 積算額	10	10

合 計	300
-----	-----

(5) 実施概要

ア 一次審査（書類審査）

(ア)概要

参加資格を満たした事業者に対して、審査委員会は、企画提案書内容について必須の提案要件を満たしているかの確認及び提案内容の評価を目的とした書類審査を行う。

上記「1 参加資格の審査」における参加資格及び必須の提案要件を満たした事業者が4事業者以上の場合、技術点の判定に基づき、上位3者を一次審査通過事業者として選定する。参加資格及び必須の提案要件を満たした事業者が3事業者以下の場合、技術点を判定のうえ、全事業者を一次審査通過事業者として選定する。

(イ)実施方法

オフライン会議

(ウ)実施日

令和6年4月19日（金）

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

(ア)概要

一次審査通過事業者に対して、審査委員及び審査委員が指定する職員を対象に、企画提案書内容の再確認及び書類審査結果の再評価を目的としたプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーション審査は、事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、審査委員会が審査する。プレゼンテーションは、現時点で想定できる選定候補となるデジタルツールの機能・操作性・市業務への有効性・互換性を簡潔に説明するデモンストレーションを含む。

※デモンストレーションにおいて事業者が説明するデジタルツールは、あくまで選定候補であり、当該ツールを市が必ず準備することを確約するものではないことに十分留意すること。デジタルツールの選定は、事業開始後に、事業者の事前調査を踏まえた最適な研修の提案内容及び市の予算状況等を踏まえ、市が決定する。

(イ)実施方法

本市が指定するウェブ会議ツール（Teams または Zoom）にてオンラインで実施する。当該実施環境は、委員会が準備する。

各応募事業者に30分を割り当てて実施する。（プレゼンテーション20分程度、デモンストレーション10分程度以内）

プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施後、15分の質疑応答を行う。

(ウ)実施期間

令和6年5月14日（火）から16日（木）のうち、委員長が指定する日時においてプレゼンテーションを実施する。

(エ)説明対象

審査委員及び審査委員が指定する職員

(オ)出席者

企画提案書に記載されたプロジェクトマネージャは必ず出席すること。プレゼンテーションへの参加人数は最大5人までとする。

※ オンライン会議への参加の際は、審査の公平性の観点から、事業者名を非表示とすること。

(カ)プレゼンテーションの説明

- a プロジェクトマネージャが別紙5「企画提案書記載項目」に沿った説明を行うこと。
- b プレゼンテーションの説明について、表紙及び中表紙、背表紙、目次は除く、本編20頁以内の企画提案書の要約版を使用すること。Microsoft PowerPointの使用も可能とする。
- c プレゼンテーションの説明について、企画提案書の内容以外の説明は認めない。
- d 説明には、極力専門用語を排除し、平易な言葉を用いること。
- e 説明時間及び質疑応答時間は本市が計測する。各時間内で終了すること。
- f 説明において必要と思われる資料がある場合は用意すること。

(キ)順番

企画提案書の提出順とする。

(ク)議事録の提出

応募事業者は説明内容及び質疑応答内容について議事録を提出し、本市の承認を得ること。様式は各社様式とする。なお、議事録は契約事項の一部となる。

a 提出方法

事務局へ電子メール添付により提出すること。また、必ず電話にて担当者に到達確認を行うこと。

b 提出期限

令和6年5月17日（金）16時まで

(ケ)審査実施日

令和6年5月14日（火）から16日（木）のうち、委員長が指定する日

(コ)通知

プレゼンテーションの説明項目、実施日並びにスケジュール（時間単位）及び開始時間、実施環境等を記載した実施概要は、書類審査を通過した全応募事業者、または書類審査を行っていない場合は、参加資格を満たす全事業者に対してメールにて通知する。

(6) 審査結果通知

ア 一次審査（書類審査）

(ア)方法

書類審査を受けた全応募事業者に対し、結果を電子メールにて送信する。

(イ)送信期日

令和6年4月25日（木）

(ウ)結果に関する問い合わせ

書類審査の結果、選定されなかった応募事業者は、その理由について、電話連絡のうえ令和6年5月2日（木）までに事務局に電子メールにて説明を求めることができる。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

（ア）方法

プレゼンテーション審査を受けた全応募事業者に対し、結果を電子メールにて送信する。

（イ）発送・送信期日

令和6年5月20日（月）

（ウ）結果に関する問い合わせ

プレゼンテーション審査の結果、選定されなかった応募事業者は、その理由について、電話連絡のうえ令和6年5月23日（木）までに事務局に電子メールにて説明を求めることができる。

（7）本件提案に係る接触の禁止

審査の公平性を確保し、適切な候補者の選定を図るため、審査委員会委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。

なお、本件提案に関し影響を及ぼすおそれのある接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

審査委員会の構成は、人事課、デジタル行政推進課、企画経営課、納税課、児童青少年課の各課から1人ずつ推薦された職員、計5人とする。

8 質問及び回答

（1）質問方法

本件に関して不明な点がある場合は、様式6「質問書」を作成し、電子メールに添付のうえ、質問締切までに事務局の電子メールアドレス宛に送信すること。また、必ず電話にて到達確認を行うこと。質問締切後の提出及び再質問は認めない。

なお、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがある。

ア 電子メール件名

「【〇〇(事業者名)】_調布市デジタル人材育成研修業務委託に関する質問」とすること。

イ 提出書類

質問書（様式6）

（2）質問期間等

ア 参加申込関係

（ア）質問期間

公募開始から令和6年3月5日（火）16時まで

（イ）回答期日

令和6年3月12日（火）

イ 企画提案関係

（ア）質問期間

公募開始から令和6年3月25日（月）16時まで

(イ)回答期日

令和6年4月1日(月)

(3) 回答方法

ア 参加申込関係

質問期間中にあった全ての質問に対する回答を、調布市公式ホームページに掲載する。

イ 企画提案関係

参加資格を満たす全ての応募事業者に対し、質問期間中にあった全ての質問に対する回答を、「質問回答書」として電子メールに添付し送信する。

9 情報公開及び提供

(1) 基本的な考え方

調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本件実施に関する情報について情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、調布市情報公開条例第7条第2号及び第3号の規定により、個人に関する情報及び事業者などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法

募集内容及び選定結果は、調布市公式ホームページにより適宜情報提供するものとする。

(3) 異議申立て及び回答

応募事業者からの異議申立ての期限及び異議申立てに対する回答の期限は、次のとおりとする。

ア 参加資格審査結果

(ア)異議申立て期限

令和6年3月25日(月)16時まで

(イ)異議申立て回答期日

令和6年3月27日(水)

イ 書類審査結果

(ア)異議申立て期限

令和6年5月2日(木)16時まで

(イ)異議申立て回答期日

令和6年5月8日(水)

ウ プレゼンテーション審査結果

(ア)異議申立て期限

令和6年5月23日(木)

(イ)異議申立て回答期日

令和6年5月28日(火)

10 日程

本件における企画提案のスケジュールは、以下のとおりとする。

なお、以下のスケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

企画提案の実施スケジュール

No.	事項	日程・期日
1	調布市公式ホームページ公開（募集内容）	令和6年2月28日（水）
2	参加申込関係質問締切	令和6年3月5日（火）16時
3	参加申込関係質問回答	令和6年3月12日（火）
4	参加申込関係書類提出締切	令和6年3月14日（木）16時
5	参加資格審査結果通知発送	令和6年3月19日（火）
6	参加資格審査異議申立て締切	令和6年3月25日（月）16時
7	参加資格審査異議申立て回答	令和6年3月27日（水）
8	企画提案関係質問締切	令和6年3月25日（月）
9	企画提案関係質問回答	令和6年4月1日（月）
10	企画提案関係書類提出締切	令和6年4月5日（金）16時
11	一次審査	令和6年4月19日（金）
12	一次審査結果通知	令和6年4月25日（木）
13	一次審査異議申立て締切	令和6年5月2日（木）
14	一次審査異議申立て回答	令和6年5月8日（水）
15	二次審査実施期間	令和6年5月14日（火） ～令和6年5月16日（木）
16	議事録の提出締切	令和6年5月17日（金）16時
17	二次審査結果通知	令和6年5月20日（月）
18	二次審査異議申立て締切	令和6年5月23日（木）
19	二次審査異議申立て回答	令和6年5月28日（火）
20	調布市公式ホームページ公開（選定結果）	令和6年5月28日（火）

11 事務局

本件に関する事務局は、次のとおりとする。

(1) 部署名

調布市行政経営部デジタル行政推進課デジタル戦略係

(2) 所在地

〒182-0026

東京都調布市小島町2丁目33番地1

調布市文化会館たづくり西館4階

(3) 電話

042-441-6117（直通）

(4) 電子メールアドレス

Joukan@city.chofu.lg.jp

(5) 担当

中江・今・星野

12 その他

- (1) 1 応募事業者が提案できる提案の数は、1 提案とする。
- (2) 提出物については、提出後に追加及び変更することを認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 応募に際して要した費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 本件は、当該業務の候補者を選定するものであり、契約の締結を約束するものではない。
- (5) 本市においてホームページの公開及びメールの送受信ができない場合は、事業者には電話連絡を取り、対応について協議する。
- (6) 失格要件
次に掲げる事項に該当する場合は本件への参加を無効とする。
 - ア 提出期限後に到達した場合
 - イ 規定する参加資格を有していないことが判明した場合又は参加資格を有しなくなった場合
 - ウ 提出物に不備がある場合（必要事項が未記入も含む。）
 - エ 提出物に虚偽の記載があった場合
 - オ 提出、回答、報告等、本市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
 - カ 民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき再生手続等を行っている場合
 - キ 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団である場合
 - ク 再委託予定者が調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）に基づく指名停止を受けている場合。ただし再委託予定者を変更できる場合はこの限りでない。
 - ケ 不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合
 - コ その他公正かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合
- (7) 本件への応募後、辞退することとした応募事業者は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、商号又は名称、代表者名及び代表者の押印並びに担当者名を明記した調布市長あての辞退届（様式自由）を事務局にメールにて送付するものとする。
- (8) この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年2月28日から施行する。
- 2 この要領は、本件に係る候補者の決定をもって、その効力を失う。